

# 新型コロナウイルスに関する助成金等について

今回は新型コロナウイルスに関する様々な助成金等のご案内をさせていただきます。刻々と情勢が変わっており、詳細については各問合せ先へご連絡ください。

当所でも状況が変わりましたら随時ご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

No	名称	概要	支給額	申請期限	問合せ先
1	雇用調整助成金の特例	雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度	1日当たりの助成額単価（1人1日当たり15,000円が上限）×月間休業等延べ日数 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 大企業→2/3 中小企業→4/5 解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主 大企業→3/4 中小企業→10/10	当初は9月末まで、現在年末までとする方向で検討中	宮城労働局 助成金部門 (022-299-8063)
2	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた企業に対する助成制度	対象労働者1人当たり取得した有給休暇計が 5日以上20日未満→25万円 以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円） *1事業所当たり20人まで	令和3年 2月28日	宮城労働局 雇用環境・均等室 (022-299-8844)
3	みやぎ正社員雇用緊急対策事業「正社員化奨励金」 ※リーフレット添付しております	新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や雇い止めなど、非自発的な理由により離職を余儀なくされた方を正社員として雇い入れた事業主に対して正社員雇用奨励金を支給し、非自発的失業者の早期の再就職・正社員化を促進する「みやぎ正社員雇用緊急対策事業」を創設	対象者1人につき 中小企業等→45万円 それ以外の事業主→20万円	令和2年7月15日から令和3年2月26日まで（当日消印有効）	宮城県雇用対策課 (022-211-2771)
4	宮城県雇用維持交付金	県は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた中小企業・小規模事業の事業主に、「宮城県雇用維持交付金」を上乗せ助成 ※「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給率が4/5の事業所が対象	事業主の支払った休業手当等（教育訓練中の賃金相当額を含む。）と国の日額単価との差額の1/2 ※ただし、県と国の補助総額は、15,000円または支払った休業手当等を超えない額とする。	国の雇用調整助成金等の支給決定の翌日から起算して3か月以内、または令和3年3月12日までのいずれか早い日	宮城県経済商工観光部 雇用対策課 (022-797-4026)

※ただし、「4. 宮城県雇用維持交付金」については、既に4/5での支給決定を受けた事業所（解雇者（事業所都合の離職者）を令和2年1月24日以降に出している事業所）に限り対象となります。